

大名みえ子です

〒319-1112 東海村村松 2401-2

電話・FAX 029-284-0761

E-mail toukai@oona-mieko.info

議会が変！

“言論の府” 議会

採決できちんと意見を述べないのは、議員としての職責を果たしていないのと同じではないか？

「議員活動の基本は言論であって、問題は、すべて言論によって決定されるのが建前である」

1日、9月議会が開会されました。村長の議案提出後、6月議会に提出されていた「避難計画」に関する請願の審査結果が、建設農政常任委員会委員長（吉田充宏議員）から報告されました。

議会が変！その1 委員長の報告によれば、請願は「不採択」。理由は、1つは、請願が求めた「計画策定前に現実的な避難訓練を実施すること」については、「執行部が同様の考えでいるから」というもの。しかし、「委員会としていつ執行部から確認したか」との質問に、委員長は「委員会として確認していない」。

不採択の理由の2つ目は、請願が求めたもう一点、「計画を検証する機関を設置してほしい」については、「村執行部が計画を運用していく中で専門家の知見が必要と判断すれば設置し、諮問するものであると認識しており、現時点での設置を求めることには賛同できない」というもの。しかし委員長はこれも「委員会として執行部に確認していない」と述べました。

委員会として確認しなかったことを理由に「不採択とすべきもの」という審査結果に、請願者はもちろん、私を含めた複数の議員も納得いきません。請願の調査が十分行われたとは言えません。“不採択ありき”の報告としか言いようがありません。しかも、請願を不採択にすべきと判断した吉田、植木、大内、寺門、鈴木、飛田、村上（邦）、笹島、武部、岡崎、越智、河野、新垣の各議員は、不採択にすべき理由を全く語らずに、採決でただ座っていました。議員としての職責を果たしているとは考えられません。

議会が変！その2 議員必携では、請願の採択基準は、「願意の妥当性と実現の可能性」とされています。今回の請願の場合、「願意の妥当性も実現の可能性もある」との委員長報告でも「不採択」です。議会が、「確認はしていないが、執行部が請願と同様の考えのようだから不採択」というようなものです。不採択の真意が見えず、議会が住民の声をはねのけたも同然です。

議案審議の際、質疑や討論を全く行わない議員がこれまでもいましたが、請願に対する態度では、6月議会での商工会からの請願審査でも私たちの反対討論だけで、賛成とする理由を述べる討論は1つもありませんでした。2月1日からの今期議会における多数議員の横暴を伺い知るものです。

放射性廃棄物L3の素掘り埋設基準は、改めよ！

原電の埋設計画は、認めないで・・・住民らと規制委員会要請



原電東海発電所解体で発生する放射性廃棄物L3の素掘り埋設計画について、原電が規制委員会に申請し、約300項目の質問を規制委員会から出されている問題で、素掘り埋設計画に反対する住民らとともに17名で、8月31日規制委員会に「素掘り基準は改めよ！」「海洋汚染前提の計画は認めないこと」など、9項目の要請を行いました。規制委員会は、「9月末に原電が補正申請を行うので、審査は実質これからのこと」と述べました